

福岡市公報

令和6年2月8日 第7027号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
公	告	
○一般競争入札の実施 (第34号)		1
○福岡市海づり公園の利用料金 (第35号)		3
南	区	
○自動車臨時運行許可番号標の失効 (告示第1号)		4

公 告

福岡市公告第34号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年2月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築C	博多南地域交流センター外壁改修工事	
	令和5年度市営香椎浜三街区住宅集会所3棟ユニバーサルデザイン改修工事	
交通安全施設	県道後野福岡線外5箇所エスコートゾーン設置工事	
	薬院駅南自転車駐車場駐輪機改修工事	
法面	市道多賀3079号線法面改良工事	
	香椎台1098号線法面改良工事	
電気A	早良区役所非常用発電設備更新工事	
	東エリア特別支援学校高等部太陽光発電設備設置工事	

電気B	東エリア特別支援学校高等部非常用発電設備設置工事	
	博多南地域交流センター空調設備更新電気工事	
	箱崎共同利用会館内部改造その他電気工事	
管B	東エリア特別支援学校高等部校舎新築衛生設備工事（その2）	
	箱崎共同利用会館内部改造空調設備工事	
鋼構造物	市道千鳥橋唐人町線舞鶴小学校前歩道橋撤去工事	
ほ装A	令和5年度国道263号（飯倉、干隈）段差解消工事	
	西鉄天神大牟田線側道16号線道路舗装工事（その1）	
	県道南福岡停車場線道路舗装工事（その2）	
	博多駅草ヶ江線（住吉通り）自転車通行空間整備工事（その2）	
	主要地方道福岡筑紫野線道路舗装工事（その4）	
	博多駅東2529号線歩道舗装工事	
防水	博多南地域交流センター屋上防水改良工事	
	ももち福祉プラザ屋上防水改良工事	
電気通信	こども総合相談センター入退室管理設備更新工事	
	植物園駐車場管制設備等整備工事	
造園A	令和5年度アイランドシティ地区臨港道路1号線道路植栽工事（その3）	
	令和5年度アイランドシティ地区臨港道路1号線道路植栽工事（その2）	
	令和5年度アイランドシティはばたき公園整備工事（その4）	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和6年2月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第35号

福岡市海づり公園条例第10条第2項前段の規定に基づき、令和6年4月1日以後の福岡市海づり公園の利用料金の額を承認したので、同条第3項の規定により次のように公告する。

令和6年2月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎
福岡市海づり公園の利用料金

1 釣台料金

区 分		単 位	金 額 (4時間以内)
普通利用	大人	1回	1,000円
	小人		500円
回数利用	大人	回数券 1冊(11回分)	10,000円
	小人		5,000円

備考

- 大人は16歳以上の者、小人は6歳以上16歳未満の者とし、6歳未満の者は無料とする。
- 回数利用とは、回数券を購入して利用することをいう。
- 4時間を超えて利用する場合は、この表に定める額に当該超過時間1時間までごとに大人250円、小人100円を加えて得た額とする。

2 入園料金

区 分		単 位	金 額
個人	大人	1回	200円
	小人		100円
団体 (30人以上)	大人	1人につき 1回	160円
	小人		80円

備考 大人は16歳以上の者、小人は6歳以上16歳未満の者とし、6歳未満の者は無料とする。

3 駐車場料金

区 分	単 位	金 額
原動機付自転車 自動二輪車	1台1回 (1日以内)	100円
普通自動車 準中型自動車		300円
中 型 自 動 車		600円
大 型 自 動 車		1,200円

備考 原動機付自転車とは道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を、自動二輪車とは同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を、普通自動車とは同条に規定する普通自動車を、準中型自動車とは同条に規定する準中型自動車を、中型自動車とは同条に規定する中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

南 区

福岡市南区告示第1号

自動車の臨時運行許可番号標が失効したので、次のように告示する。

令和6年2月8日

福岡市南区長 久 田 章 浩

自動車の臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
福岡42-10 福岡	令和6年1月15日
福岡42-65 福岡	
福岡42-82 福岡	